

## 宅地等の課税標準額の求め方

### 住宅用地の場合

#### 【住宅用地に対する課税標準の特例】

住宅用地は、税負担を軽減するため、評価額に特例率を乗じた額を課税標準額の上限とする特例措置があります。

区 分	内 容	特例率
小規模住宅用地	住宅1戸あたり200㎡までの部分	1/6
一般住宅用地	200㎡を超える部分(床面積の10倍限度)	1/3

#### 【負担調整措置】

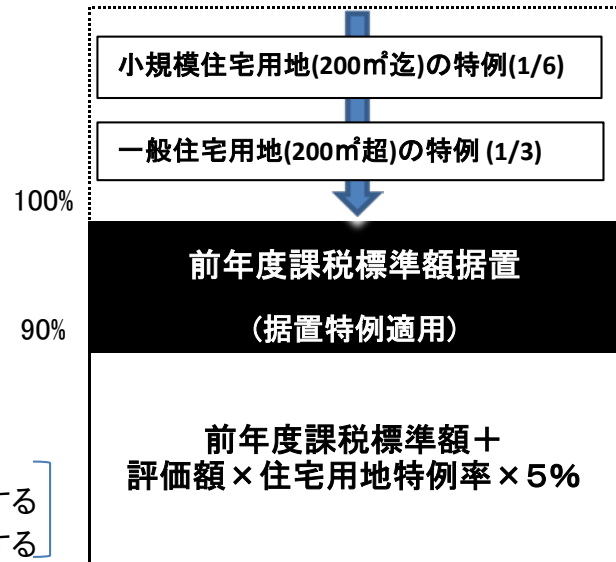
$$\text{負担水準} = \frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{評価額} \times \text{住宅用地特例率(小規模 1/6又は一般 1/3)}} \times 100$$

- ①負担水準が100%以上の場合  
住宅用地の特例適用後の額

- ②負担水準が90%以上100%未満の場合  
前年度の課税標準額を据置

- ③負担水準が90%未満の場合  
前年度課税標準額 + 評価額 × 特例率 × 5%

ただし、上記により計算した額が、  
・特例適用後の額の90%を上回る場合は、90%とする  
・特例適用後の額の20%を下回る場合は、20%とする



### 商業地等の場合

- ①負担水準が70%以上の場合  
平成24年度評価額 × 70%

- ②負担水準が60%以上70%未満の場合  
前年度課税標準額据置

- ③負担水準が60%未満の場合  
前年度課税標準額 + 評価額 × 5%

ただし、上記により計算した額が  
・今年度評価額の60%を上回る場合は、評価額の60%とする。  
・今年度評価額の20%を下回る場合は、評価額の20%とする。

